

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）	IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）
IV-2 財務の健全性等（第一種金融商品取引業）	IV-2 貢務の健全性等（第一種金融商品取引業）
IV-2-4 取引先リスク管理態勢	IV-2-4 取引先リスク管理態勢
<p>取引先リスクとは、取引先に対する債権の保有に伴うリスクをいい、取引先が義務を履行しないことなどにより、金融商品取引業者が損失を被るリスクである。金融商品取引業者は、取引先リスクを適切に管理していくことが重要である。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>取引先リスクとは、取引先に対する債権の保有に伴うリスクをいい、取引先が義務を履行しないことなどにより、金融商品取引業者が損失を被るリスクである。金融商品取引業者は、取引先リスクを適切に管理していくことが重要である。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p><u>(4) 非清算店頭デリバティブ取引</u></p> <p>① <u>変動証拠金</u></p> <p><u>金融商品取引業者（金商業等府令第123条第10項第4号口に該当する店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が3,000億円未満の者を含む。）は、金融機関等を相手方とする非清算店頭デリバティブ取引において、金商業等府令第123条第1項第21号の5その他関連する規定並びにバーゼル銀行監督委員会及び証券監督者国際機構「中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する最終報告書」（平成27年3月）を踏まえ、例えば以下の点に留意し、変動証拠金の適切な管理に係る態勢整備に努めているか。</u></p> <p><u>イ. 取引の相手方との変動証拠金に係る適切な契約書（例えば、ISDAマスター契約及びCSA契約）の締結</u></p> <p><u>ロ. 金商業等府令第123条第9項第1号において、変動証拠金が金銭をもって充てられる場合については、為替リスクに係るヘアカットを適用しない旨規定されているところ、変動証拠金を主要な通貨（日</u></p>

現 行	改 正 後
	<p><u>本円、米国ドル、ユーロ等)以外の金銭で受領した場合で、取引の当事者がそれぞれあらかじめ定めた通貨と異なる場合における一定の為替リスクの考慮</u></p> <p><u>金商業等府令第123条第10項第4号口に該当する店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が3,000億円未満の金融商品取引業者は、取引の規模、リスク特性等を勘案した十分な頻度での定期的な非清算店頭デリバティブ取引の時価の合計額等の算出及び変動証拠金の授受並びにアドホックコール（証拠金の隨時請求）に対応した変動証拠金の授受を行うための態勢整備に努めているか。</u></p> <p>② <u>当初証拠金</u></p> <p><u>金商業等府令第123条第1項第21号の6の規定（当初証拠金）の対象となる金融商品取引業者は、同号で対象となる非清算店頭デリバティブ取引において、同号その他関連する規定並びにバーゼル銀行監督委員会及び証券監督者国際機構「中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する最終報告書」（平成27年3月）を踏まえ、例えば以下の点に留意し、当初証拠金の適切な管理に係る態勢整備に努めているか。</u></p> <p>イ. <u>取引の相手方との当初証拠金に係る適切な契約書（例えば、ISDAマスター契約及びCSA契約並びに当初証拠金管理に係る契約（信託の設定に係る契約等））の締結</u></p> <p>ロ. <u>金銭で受領した当初証拠金を信託設定する場合等については、当初証拠金を安全な方法により運用することが金商業等府令第123条第1項第21号の6ホにおいて許容されているところ、当該安全性の適切な確保</u></p> <p>ハ. <u>当初証拠金の算定</u></p>

現 行	改 正 後
	<p>a. 「金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第21号の6イの規定に基づき、金融庁長官の定める潜在的損失等見積額を算出する方法」（以下「潜在的損失等見積額の算出告示」という。） <u>第1条において、定量的計算モデル又は標準表の使用が規定されているところ、潜在的損失等見積額の算出告示に基づくいずれの方法を使用する場合でも、対象取引のリスクを適切に捕捉できる取引区分を用いた潜在的損失等見積額の算出</u></p> <p>b. 定量的計算モデルを使用する場合、潜在的損失等見積額の算出告示第6条第2号から第5号に基づく、モデル管理部署による、適切な管理手続きの作成並びに運営及びバックテストその他検証の実施</p> <p>c. 定量的計算モデルを使用する場合、潜在的損失等見積額の算出告示第6条第6号を踏まえた適切な内部監査の実施</p>
VIII. 監督上の評価項目と諸手続（登録金融機関）	<p>③ <u>当初証拠金及び変動証拠金共通</u></p> <p>①又は②における金融商品取引業者は、例えば以下の点に留意し、 <u>当初証拠金及び変動証拠金の適切な管理に係る態勢整備に努めているか。</u></p> <p>イ. 証拠金に用いられる資産について、例えば、流動性の低い有価証券は一定未満とするなどの適切な分散</p> <p>ロ. 証拠金に係る紛争について、紛争が発生した場合の対応策の事前の策定、適切な対応の実施並びに紛争内容の記録及び保存</p> <p>ハ. 一括清算の約定の法的有効性が確認されていない外国の金融機関等を取引相手とした、証拠金の授受等の措置を講ずることが求められない非清算店頭デリバティブ取引に係る適切なリスク管理</p>

現 行	改 正 後
VIII-1 業務の適切性（登録金融機関） (新設)	<p>VIII-1 業務の適切性（登録金融機関）</p> <p><u>VIII-1-2 非清算店頭デリバティブ取引に係るリスク管理態勢</u></p> <p><u>登録金融機関（金商業等府令第123条第10項第4号ロに該当する店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が3,000 億円未満の者を含む。）は、金融機関等を相手方とする非清算店頭デリバティブ取引において、変動証拠金の授受等、取引先リスク管理に係る態勢整備に努めているか。</u></p> <p><u>また、金商業等府令第123条第1項第21号の6の規定（当初証拠金）の対象となる登録金融機関は、同号で対象となる非清算店頭デリバティブ取引において、当初証拠金の授受等、取引先リスク管理に係る態勢整備に努めているか。</u></p> <p><u>具体的な監督上の着眼点については、IV-2-4（4）等を参照するものとする。</u></p>
VIII-1-2 優越的地位の濫用防止 （略）	VIII-1-3 優越的地位の濫用防止 （略）
VIII-1-3 協会未加入登録金融機関に関する監督上の留意点 （略）	VIII-1-4 協会未加入登録金融機関に関する監督上の留意点 （略）
VIII-2 諸手続（登録金融機関）	VIII-2 諸手続（登録金融機関）
VIII-2-1 登録	VIII-2-1 登録
金融機関からの登録申請書の取扱いに当たっては、III-3-1 ((2) 及び (5) を除く。)、VI-3-1 (VI-3-1-2を除く。) 並びにVII-3-1に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。	金融機関からの登録申請書の取扱いに当たっては、III-3-1 ((2) 及び (5) を除く。)、VI-3-1 (VI-3-1-2を除く。) 並びにVII-3-1に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。
(1) ~ (2) （略）	(1) ~ (2) （略）

現 行	改 正 後
<p>(3) 金融商品取引業協会に加入する予定がない登録金融機関に係る留意事項</p> <p>登録申請時において金融商品取引業協会に加入する予定がない登録金融機関に対しては、以下の事項を通知し、適切な対応を求めることする。</p> <p>① 登録後に、協会規則に準ずる内容の社内規則を作成していない又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していない場合はⅧ－1－3に準じた監督上の対応がとられること。</p> <p>② (略)</p>	<p>(3) 金融商品取引業協会に加入する予定がない登録金融機関に係る留意事項</p> <p>登録申請時において金融商品取引業協会に加入する予定がない登録金融機関に対しては、以下の事項を通知し、適切な対応を求めることする。</p> <p>① 登録後に、協会規則に準ずる内容の社内規則を作成していない又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していない場合はⅧ－1－4に準じた監督上の対応がとられること。</p> <p>② (略)</p>